

地域生活移行推進部会活動状況等報告

精神障害者の地域移行支援について

○地域の体制整備

参照：別紙 1

・ 障害福祉分野(愛知県障害者自立支援協議会)と精神保健分野(愛知県精神保健福祉審議会)との連携を図る。

- ⇒ 地域生活移行推進部会へのこころの健康推進室等精神保健関係職員の出席(H27年度第1回、第2回部会、第3回部会に、こころの健康推進室、精神保健福祉センター、保健所職員の出席。次年度以降も継続。)
- ⇒ 精神保健福祉審議会への相談支援専門員等の障害福祉関係者の参画

・ 地域における支援体制の整備を図る(コア機関チームの育成)。

- ⇒ 精神障害者地域移行・地域定着支援推進研修へ地域単位での参加(地域アドバイザー、基幹相談支援センター、保健所、市町村担当課、精神科病院への研修参加。次年度以降も継続。)
- ⇒ 地域で中心的役割を担う保健所、基幹相談支援センター、地域アドバイザーの役割分担(地域自立支援協議会等で地域事情に応じた整理。)
- ⇒ 地域の関係者を巻き込んだ地域自立支援協議会(部会)での継続した取組(例：地域アドバイザー⇒地域自立支援協議会、保健所⇒医療機関、基幹相談支援センター⇒サービス事業所による働きかけ)

○地域相談支援を利用しない退院支援

参照：別紙 2

・ 地域相談支援を利用しない退院支援の現状を把握し、地域相談支援を利用しない理由を明らかにする。

- ⇒ 相談支援事業所への実態調査(地域相談支援を利用しない退院支援についても、現制度を補完するものとして位置づけ、利用者本位の視点で評価)

○地域移行支援対象者の把握、地域移行の推進

・ 地域移行支援対象者がどこにどれだけいるのかを把握し、市町村が主体的に地域移行に取り組めるよう、県が目標値を設定し、地域移行の進捗管理を行う。

- ⇒ 精神科病院への実態調査の実施及び地域への情報提供

○安心して地域移行できる社会資源の開発

・ 地域生活を体験できる場、地域生活をする場の確保

- ⇒ グループホーム整備促進支援制度の実施

○地域移行支援制度の周知等

・ 当事者、精神科病院に制度を周知し、利用しやすい環境を整える。

- ⇒ 当事者、精神科病院に説明するパンフレットの作成、配布(地域自立支援協議会等の取組)
- ⇒ 当事者、精神科病院に負担のない利用申請手続の検討

次年度継続課題

- ・ 今年度の協議結果を踏まえ、精神障害者の地域移行支援の体制整備(コア機関チームの育成など)を、精神保健分野と連携して進める。
- ・ 市町村で主体的に精神障害者の地域移行に取り組めるよう、地域移行支援対象者の情報提供を行うとともに、目標値を設定した進捗管理を検討する。

地域生活支援拠点等の整備について

○市町村での取組の促進

・市町村の計画的な整備検討への取組を促す。

⇒ 市町村検討スケジュールの把握及び地域アドバイザーによる支援

・地域生活支援拠点（在り方）の検討及び情報提供

⇒ 地域アドバイザー等による説明会、研修会の開催

⇒ 地域生活移行推進部会等での情報収集、地域への還元

次年度継続課題

- ・今年度の国モデル事業の実施状況等、先進事例の情報収集を行い、地域生活支援拠点等の在り方を検討する。
- ・市町村の検討状況を把握し、地域アドバイザーと連携した支援の実施

グループホーム整備促進支援制度について

○グループホーム整備促進支援制度の実施

・開設・運営説明会の開催

開催日		会場	出席
6月25日	午後	西三河総合庁舎	63名
6月18日	午前	自治センター	65名
	午後	同	77名

・見学会・上映会

開催日		会場	出席
見学会	10月1日 ～10月20日 11日間	べにしだ共同生活 援助事業所始め12ホーム	88名
	上映会	10月23日	自治センター
	10月29日	西三河総合庁舎	22名

・相談会

開催日	会場	出席
1月20日	自治センター	25名

・グループホーム指定申請調書の検討

⇒ 障害者差別解消法付帯決議、精神保健福祉法第3条、障害者総合支援法第3条の規定を踏まえた申請調書の修正
「近隣住民に対する説明会」に関する記入欄を「地域との連携・地域交流に向けた取組」に関する記入欄へ修正

次年度継続課題

- ・支援コーディネーター、地域アドバイザーと連携した支援の実施及びその評価